

## 第1回高知県県・市町村国民健康保険事業運営検討協議会会議録

### 1 日時及び場所

- (1) 日時：平成27年8月24日（月）午後1時30分～午後3時30分
- (2) 場所：公立学校共済組合高知宿泊所高知会館（3F・平安）

### 2 出席者

- (1) 協議会：高知市長、安芸市長、南国市長、須崎市長、四万十副市長（代理）、東洋町長、土佐町長、佐川町長、大月町長、国保連合会常務理事、高知県健康政策部長
- (2) 幹事会：協議会構成市町村国保主管課長、国保連合会事務局長、国保指導課長

### 3 議題

- (1) 協議会の設置について
- (2) 国民健康保険制度の見直しについて
- (3) 今後の協議について

協議等の結果、国の動向等に留意のうえ、資料④の「平成30年度に向けた協議・検討の内容」及び資料⑤の「今後のスケジュール」に沿って、今後進めていくこととなった。

### 4 主な質問・意見について

#### 【国と地方の協議の背景】

≪説明：高知市（岡崎委員）≫

○国と地方の協議の場において、地方が不利にならないよう、国に対して強く要望等を行ってきたが、その詰めた結果が、今回の改正内容となった。

○国保料（税）の賦課・決定等の県と、市町村の役割分担では、国保料（税）の徴収を県の方で行うのは現実的に厳しいので、市町村が行うことを前提に協議を進めてきた。

○一方、給付については、町村会を中心に（市長会の一部からも意見があったが）県にやってもらいたいという意見もあった。ただ、東日本大震災後の四年間の状況等から、国保に入ったり、被用者保険に入ったりと被保険者の異動がかなり多く、それをリアルタイムで県が把握するのは、現場にも確認をしたが大変難しい。被保険者の利便性等も考慮して、市町村が給付を行うということになった。

○資料②P13について、「最終的な財政運営は国が責任を持つ」という言質はとったが、県で国保を運用するうえで、例えばインフルエンザ等により給付費増があった場合の不足分

に対する調整は基金で行うこととなった。

### 【追加公費（3,400億円）の中身について】

《質問①：須崎市（楠瀬委員）》

○3,400億円のうち、700億～800億はインセンティブ（保険者努力支援制度）に使われるとのことだが、その他はどのような使途となっているのか。

《回答：事務局》

○資料②P3にあるように3,400億円の内訳は基本的に二つに分かれている。一つは今年度から既に実施されている保険者支援制度の拡充分。これに1,700億円が投入されている。資料②P9にこれの説明がある。低所得者対策として保険基盤安定負担金制度があり、これには保険料軽減制度と保険者支援制度の2種類ある。保険者支援制度は軽減部分に直接充てるものではなく、低所得者が多いということは中間所得の方の負担が大きくなるので、その部分の財政支援を行うといった制度になっている。資料②P9の右側にあるように、この部分を平成27年度から拡充をするが、追加公費の投入額が1,700億円となっている。これの財政効果としては、平成26年度をベースに試算すると高知県には約10億円入ってくると考えられる。

○資料②P3に戻り、さらなる公費1,700億円が平成29年度から投入されることとなる。しかし、まず平成29年度には各県に設置される財政安定化基金の造成のために1,700億円が使われる予定である。今年度は200億円を使って財政安定化基金を造成し、平成28年度にいくらか入り（まだ金額は決まっていない）、平成29年度に1,700億円で合計2,000億円の基金が作られる予定である。

平成30年度以降、資料②P3にある「①財政調整機能の強化」、これについては資料④P4にある、調整交付金（国）であるが、これを全国規模で700億～800億円を増額し、国の財政調整機能を高めることとなる。国調整交付金は各都道府県・各市町村の所得格差による保険料水準の違いを調整する部分が拡充される。もう一つは、保険者努力支援制度に700億～800億円。

そして金額は小さくなるが、超高額医療費共同事業に数十億円拡充となることとされている。以上の3点となる。

### 【保険者努力支援制度について】

《質問②：佐川町（堀見委員）》

○保険者努力支援制度について、保険者の努力だけではなくて、被保険者の努力、例えばアメリカの民間の医療保険で、健康に気を付けている人、煙草を吸わない人などの保険料を安くするといった制度があるが、（日本では）今は保険者に努力しなさいという方向。例えば、特定健診に行く、行かないといった被保険者の意識は非常に大切である。もちろん

保険者も努力するが、極端だが特定健診を受けた人と受けてない人で保険料に差をつける  
といった、被保険者努力に見合った国保の運営についての議論は協議の場に出ているのか。

《回答：事務局》

○国保の見直しの中で出たかどうかは承知していないが、医療費適正化の議論の中では出  
ており、被保険者のどのような取組を評価し、インセンティブとするかは、一定国がガイ  
ドラインを示すこととなっている。しかしながら、個人に対して給付の抑制となるような  
インセンティブは好ましくないとされている。

《回答（補足）：健康政策部長（山本会長）》

○骨太の方針では民間議員から話が出ており、被保険者の努力についての議論はされるだ  
ろうが、極端な話にはならないと思われるし、どの辺の無難なところで着地するかはわか  
らない。

《回答（補足）：高知市（岡崎委員）》

○国と地方の協議の場ではこの議論はないが、既に民間の保険会社では喫煙者の保険料は  
高くなるなどの内容を実施しており、国保でもそれをやるのかどうかということとなる。  
しかし、事務は非常に煩雑になる。

#### 【平成 30 年度以降の一般会計繰入及び財政調整基金について】

《質問③：須崎市（楠瀬委員）》

○資料②P16 について、市町村が県に納付する納付金については、被保険者からの保険料  
が不足する場合、調整基金のない市町村は一般会計からの繰入の必要性が残るとされる  
が、このあたりについて教示いただきたい。

《回答（補足）：高知市（岡崎委員）》

○国保が県に移管されると、市町村の国保特別会計がなくなると考えている市町村がある  
が、納付金の県への納付や、それに見合う保険料を徴収する必要があるため、従前通り特  
別会計は残ることとなる。

《回答：事務局》

○納付金は県に満額納めていただく必要がある。収納不足等による財政安定化基金の活用  
は、災害等によって収納不足があった場合基金から（1/2の範囲で）交付、災害以外等の  
原因で収納率が落ちた場合は貸付となる。また、収納不足等を埋めるための一般会計から  
の繰入金は今後も、最終的には市町村の判断で実施していただくこととなる。

《質問④：土佐町（和田委員）》

○従前より保有している財政調整基金は県移管後どのような扱いとなるのか。剰余金について、毎年積立しているが、これについても伺いたい。

《回答：事務局》

○保有いただいている基金は今までどおり市町村の保有となる。剰余金の扱いも従前通りの取扱いとなる。

《質問⑤：須崎市（楠瀬委員）》

○県は平成 30 年度以降国保特別会計を持つことになるが、その特別会計に対する一般会計繰入はどのように行われるのか。

《回答：事務局》

○資料④P4にある、県の調整交付金 9%が現状は各市町村の国保特別会計に入っているが、平成 30 年度以降は県の一般会計から県の国保特別会計に繰入を行うことになる。県で医療給付費の見通しを立てる際に繰入を行った分を控除し、各市町村に納めていただく納付金を計算することになる。

《回答（補足）：高知市（岡崎委員）》

○収支均衡でやっていくというのが大原則だが、東京都などは、市町村だけではなく都が、特別区や市町村の保険料の引下げのために多額の一般会計繰入を行っており、また、大阪府も同様である。厚生労働省はそれを解消してほしいと言っているが、もし都が一般会計繰入をやめると特別区の保険料が急激に上がることとなり、当面は、このような一般会計繰入が続くものと考えられる。

○高知県は一部の市を除いて一般会計の繰り入れはそこまで大きくないので、一般会計繰入を解消してもその影響は少ないと考えているが、一部の市は相当繰入しているので、そこをどう考えるかという課題は残っている。

#### 【標準保険料率等について】

《質問⑥：土佐町（和田委員）》

○資料②P17について、標準保険料率は県が決定することとなるが、毎年変わるのか。

《回答：事務局》

○基本的には 3 年間の給付見通しにより保険料率を見直す必要がある。国保は単年度の運営につき、納付金を賄うための標準保険料率は毎年見直しすることとなる。

《質問⑦：土佐町（和田委員）》

○赤字の次の年には、その分をのせて税改正をする。毎年改正する必要があるということか。

《回答：事務局》

○基金から貸付を受けた場合、翌年度の納付金額に貸付部分をプラスして賦課していただく必要があるので、保険料は当然上がることになる。

《質問⑧：土佐町（和田委員）》

○毎年のように市町村において税率を改正するのは非常に難しい。何年か毎に行うのであれば住民の理解も得られると思うが、納付金が急激に上がったので税率を上げるとか、納付金が少ないので税率を下げるとか、税率を毎年のように見直すというのは難しい。この協議会の中でそういう事情も考慮しながら決めていっていただきたい。

《回答：事務局》

○単年度の医療費だけ見ると変化が大きいため、3年程度の医療費水準で納付金を見通しさせていただくという議論になっているかと思う。単年度で見て急激に納付金が上がってしまうということのないように、医療費の見通しの立て方は議論しなければならない。

《質問⑨：佐川町（堀見委員）》

○標準保険料率について、現状の保険料率よりも高くなる場所、低くなる場所をどのように想定しているか。

《回答：事務局》

○納付金の額によって変わってくる。県で給付費の見通しを立てた後、医療費水準や所得水準に応じて各市町村の納付金額を決めさせていただく。この納付金を賄うために、県で標準的な算定方式を決める。県下では3方式（注：所得割、均等割、平等割）が高知市と四万十町、その他32市町村が4方式（注：所得割、資産割、均等割、平等割）となっており、このあたりも（標準的な算定方式としては）統一的な仕組みとなる。そういったこともあり、一概に高くなるか低くなるかの想定についてはこの場では差し控えたい。  
○また、各市町村の保険料率は、繰上充用や一般会計の繰入の状況などによっても変わってくる。

《要望：佐川町（堀見委員）》

○市町村によって一般会計の入れ方が異なるので変わってくるとは思いますが、（市町村には）従来の保険料との格差について説明責任があるので、出来るだけ早めに教えていただきたい。

《回答：事務局》

○出来るだけ早く、またわかり易く提示させていただく。

**【事務の効率化、広域化について】**

《質問⑩：佐川町（堀見委員）》

○給付費の支払いについては従来通り市町村が行うことになるが非効率である。県が国保連合会に支払出来るようにした方がいいのではないか。検討の余地があるならば、国に対して積極的に働きかけていただきたい。

《回答：事務局》

○平成 30 年度については、保険給付は市町村でと決まっている。資料②P5、「4. 今後さらに検討を進めるべき事項」に決定後もそのままでなく、給付の在り方についても検討するとされている。

○連合会の請求分の支払いは県で払っても問題ないが、療養費を県で支払う場合、市町村で受け付けて県に送付し、県で審査して不備があれば市町村に返送してとかなり効率が悪い。また、療養費によってはやり方も違うので、一番いいやり方というものをこれから先も検討していくべき課題と考えている。

**【国民健康保険事業費納付金について】**

《質問⑪：高知市（岡崎委員）》

○納付金の前提として、収納率の設定が大変重要になってくるかと思うが。

《回答：事務局》

○納付金の計算では、収納率は影響しない。収納率は標準保険料率を設定するときや、市町村で（実際に賦課する）保険料率を決めるときに関係してくる。

《質問⑫：高知市（岡崎委員）》

○医療費適正化計画に病床数の見直しとか、医療機関の見直し等が入ってくるので、医療費の推計にはそのことを踏まえて医療費の見通しを立てるとというのが議論としてあるが、現状ではどうか。

《回答：事務局》

○現在県では地域医療構想を策定中で、それらを踏まえたうえで医療費の見通しを立てなければならないと考えているが、平成 30 年度にすぐに影響することになるのかなとは思っている。また、今県では第 2 期医療費適正化計画を立てており、地域医療構想が策定され

た後、見直しをする必要がある。もし地域医療構想が今年度中に策定となれば来年度以降、医療費適正化計画を見直すことになる。それらを踏まえたうえで、平成30年度以降の国保の運営方針を定めることになると考えている。

《回答（補足）：健康政策部長（山本会長）》

○地域医療構想は年度内に策定できればと考えているが、恐らく来年度前半くらいになるだろうと考えている。また、地域医療構想が2025年、10年後を想定しており、高知県の場合は15年後を想定したものとなる。その時点の目指すべき姿としての地域医療構想なので、医療費適正化計画とは連動して同じような指標を使っていくこととなるが、医療費に影響を及ぼす効果が出るのは受け皿等の関係があるので早くて4～5年先になると考えている。その前に保険者努力支援制度も出来るので、そこは一生懸命やる必要がある。

#### 【財政安定化基金について】

《説明：高知市（岡崎委員）》

○基金の取扱いについて、災害が起こった場合に交付を受けた際の補てんをどうするのか。とりわけ広域災害の場合の考え方を国は示していないし、これまでは地方も具体的な意見を言っていない。今後我々としては広域災害による交付分の補てんは国に求めていく必要があると考えている。

《質問⑬：須崎市（楠瀬委員）》

○資料④P9の財政安定化基金だが、県において給付費増が生じて基金から貸付を受けた場合、その貸付分は翌年度以降に納付金に含めて償還となっているが、この部分を今回の協議会で話し合うということか。

《回答：事務局》

○医療給付費等総額の見込に誤りが起こらないようにしたいが、給付費増により、県が基金から貸付を受けた場合は、翌年度以降の納付金に上乗せさせていただくこととなる。また、この部分については（決定ではないが）政省令事項ではないかと考えている。

#### 【地方単独事業カットについて】

《意見：高知市（岡崎委員）》

○地単カットについて（今後どのようにしていくか）。

《回答：事務局》

○知事会からも強く要望している。検討協議に入ったと新聞報道もあったが、具体的にどうするかはまだ決まっていないと聞いている。

《意見：高知市》

○国はカットを全て取りやめるつもりはないようだが、地単カット廃止で本格的に動く政党があるようなので、政党の後押しを受けながら地単カットをなくせるよう目指したいと考えている。